人口ビジョンの改訂について【審議のポイント】

資料4-1

- **【人口ビジョンとは】**
- ⇒まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第8条の規定に基づき、地方版総合戦略を定める上での基礎資料として活用されるもの。
- 現在の人口ビジョンの期間：2016（平28）年度～2060（令42）年度まで

- **【人口ビジョンの改訂にあたって】**
- 本市総合戦略の期間が本年度までとなっており、次期総合戦略と総合計画（後期基本計画）を一体化する方針である。
- 令和2年度の国勢調査の結果及び国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の最新推計データが更新されたことにより、総合戦略・総合計画の策定前に現人口ビジョンを最新の数値を用いて改訂を行うことで、総合計画（後期基本計画・総合戦略一体型）の基礎資料として活用したい。

- **【人口ビジョンの改訂内容について】（ポイント）**
- 基本的な構成は、現人口ビジョンの内容構成に準じて作成。
- 令和2年度国勢調査の結果に基づき、各地区振興会別の人口推移予測資料を追加（本市独自推計、別紙参考資料①）。また、2015（平27）年度に実施した地方創生に係る高校生アンケートを今回も実施し、比較を行っている。（別紙参考資料②）
- 人口の将来推計において、全体として転出超過が進んでいるが、特に転出数の多い男女15～24歳区分に着目し、将来推計を実施（本市独自推計）

- **【総合政策審議会での審議・意見聴取について】**
- 次期総合計画（後期基本計画・総合戦略一体型）策定の基礎資料として活用予定。その他掲載が必要なデータなどないか。
- 人口ビジョン改訂（案）の内容全般に関するご意見等あればお聞かせください。
- ※意見聴取期間：～12/4(水)まで　天草市アンケートシステム